

## VOCよくある質問集 Q&A

<項目>    ■定義関係   ■届出関係   ■排出施設関係   ■測定方法関係   ■自主的取組関係   ■その他

### ■定義関係

	質 問 (Q)	回 答 (A)
1	この法律では「揮発性有機化合物」とはどう定義されているのですか。	一般的な定義と同じく、炭素を含有する化合物(COやCO <sub>2</sub> は除く)のことをいいます。
2	規制の対象となる物質はなんですか。	特に規制対象物質名を限定しておらず、大気中に排出、または飛散した状態で気体である有機化合物をVOCとして包括的に対象としています。
3	沸点の高い化合物についても、排出されるときは高温であるため気体となっている場合には「揮発性有機化合物」と解するのですか。	はい、そうです。
4	VOC対象物質のリストはありますか。	大気汚染防止法の施行についての通知に主な100物質のリストを掲載してあります。 (【関係資料集】P99 参照)
5	VOCから除かれる物質はなんですか。	浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの生成の原因とならない物質として、メタン等8種類の物質を定めています。

### ■排出施設関係

	質 問 (Q)	回 答 (A)
6	どの様な施設が対象となるのですか。	塗装関係、接着関係、印刷関係、化学製品製造関係、工業用洗浄及びVOCの貯蔵施設の6つの施設累計のうち、送排風機の能力、液面面積、貯蔵容量が一定規模以上の施設が規制対象となります。詳しくは【関係資料集】をご覧ください。
7	規制対象施設において、VOC排気量50トン／年以上とあるようですが、これは前年度の排出量で判断するのですか。	年間50トン以上というのは、規制対象施設の規模要件を設定するにあたり目安としたものです。したがって、対象施設の判断は、実際の使用量にかかわらず施設の種類に応じて送排風機の能力、液面面積、貯蔵容量により行います。
8	一つのフロアに施設が数台あります。この場合規模要件を判断するのは全ての施設の合計になるのですか。	それぞれの施設毎に規模要件を判断します。ただし構造的に一体となっている施設の場合は全体として1施設となります。
9	三層式の洗浄装置のように1つの施設で洗浄層が3つに分かれている場合はどのように規模要件を判断するのですか。	各層が一体的に使用されるものについては洗浄層の面積の合計で規模要件を判断します。
10	塗装ラインで、一つのブース内で中塗り、上塗り、クリアーとゾーンが分かれて連続する工程がある場合、施設はどのように規模要件を判断するのですか。	塗装施設は塗装ブース毎に1施設とみなす。規模要件の判断は、複数の排風機がある場合は、排風機の能力の合計で判断します。
11	熱源(電気を含む)のない乾燥施設であっても規制対象となるのですか。	熱源の有無にかかわらず、送風機又は排風機がある乾燥施設は規模要件以上のものであれば規制対象となります。
12	排出基準について、ppmをppmCに換算する方法を教えてください。(実際の例題で説明下さい)	ppmにその物質の炭素数を乗じて算出します。 (例トルエン 100ppm であれば炭素数7であるので 100×7=700ppmCとなります。)
13	既に溶剤の回収装置が設置されており、VOCの排出量はごくわずかであるが、規制の対象として届出が必要なのでしょうか。	処理装置の有無にかかわらず、規模要件以上の施設であれば届出の対象となります。
14	水性塗装のラインであるが規制の対象となるのですか。	水性塗装であっても溶剤としてアルコール等VOCを使用しているものであって一定規模以上の施設は対象となります。